

長野県諏訪二葉高等学校 いじめ防止基本方針

長野県諏訪二葉高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

こうしたいじめから生徒を守り・救うためには教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との基本認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

本校では、全校生徒が「安心・安全で明るく楽しく充実した学校生活を送れる」ように「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、「長野県諏訪二葉高等学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第一章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

＜文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より＞

2 いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 生徒が、自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

3 いじめ防止

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との基本認識を踏まえ、より根本的にいじめ問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点が必要である。

このため、本校では以下の点について取り組んでいく。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知。
 - 年度初めなどに、学級やクラブに対して行う。
 - 状況に応じて、学年集会や全校集会を開く。
 - 継続的に指導する。
- (2) 「いじめとは何か」ということについて考えさせる（傍観者に対する内容も含む）。
 - 人権教育等で、映画や講演会などを利用して実感させ、考えをまとめさせる。
 - 各教科で関連する内容を扱う際に、参考資料などを使って学習させる。
 - 学級通信や学年通信などで扱い、保護者と話し合う機会をつくる。
- (3) 生徒の理解を深め、信頼関係を構築する。
 - 生徒との面談を通して、性格や嗜好、日常生活の様子などを把握する。
 - 保護者懇談によって、保護者の子どもに対する考え方や接し方などを確かむ。
 - 集団の中での生徒の様子に注意し、必要に応じて声をかけ、話を聞く。
- (4) 職員間の連携・研修の充実
 - 学年会や職員会などで、気になる生徒の情報を共有する。
 - 共有した情報をもとに、教科とも連携して職員全体で対応する。
 - 専門家の講演などによる研修を行い、理解を深め対処法を学ぶ。

4 いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実確認が難しい。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう。

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断することが重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けるため、地域、家庭が組織的に連携・協同する体制を構築していく。

- 面談、休み時間や昼休み、放課後などの交流を通して、気になる生徒に気を配る。
- 多くの教師が様々な教育活動を通して生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- いじめを含めた悩みごとに関するアンケート調査を学校全体で計画的に取り組む。
- 学級内での人間関係を客観的にとらえるため、教師間の情報交換を定期的に行う。
- いじめを訴えることは、人権と生命を守ることにつながる大切な行動であることを日頃から指導しておく。

- ・ 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと。
- ・ スクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法。
- ・ 相談の電話番号やメールアドレスを設け、様々な方法で相談できることを伝える。

○ いじめ問題に対する学校の考え方や取組を家庭に通知し、いじめの発見に協力を求める。

第二章 いじめへの対応

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 22 条に規定される組織として、いじめ対策に関わる委員会を常設する。委員会の名称は「特別支援教育等対策委員会」とし、構成員は、教頭、養護、各学年代表、生徒指導係代表、人権教育委員会代表、特別支援コーディネーターとし、問題発生時にはクラス担任等該当職員も加え対応に当たる。

1 いじめが起きたときの対応

(1) いじめられた生徒に対して

○ 生徒に対して

- ・ いじめを受けた生徒の立場に立って受容的に事実確認をするとともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○ 保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携しながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談していただくよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

○ 生徒に対して

- ・ 複数の教職員で事実確認を慎重に行う。
- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。

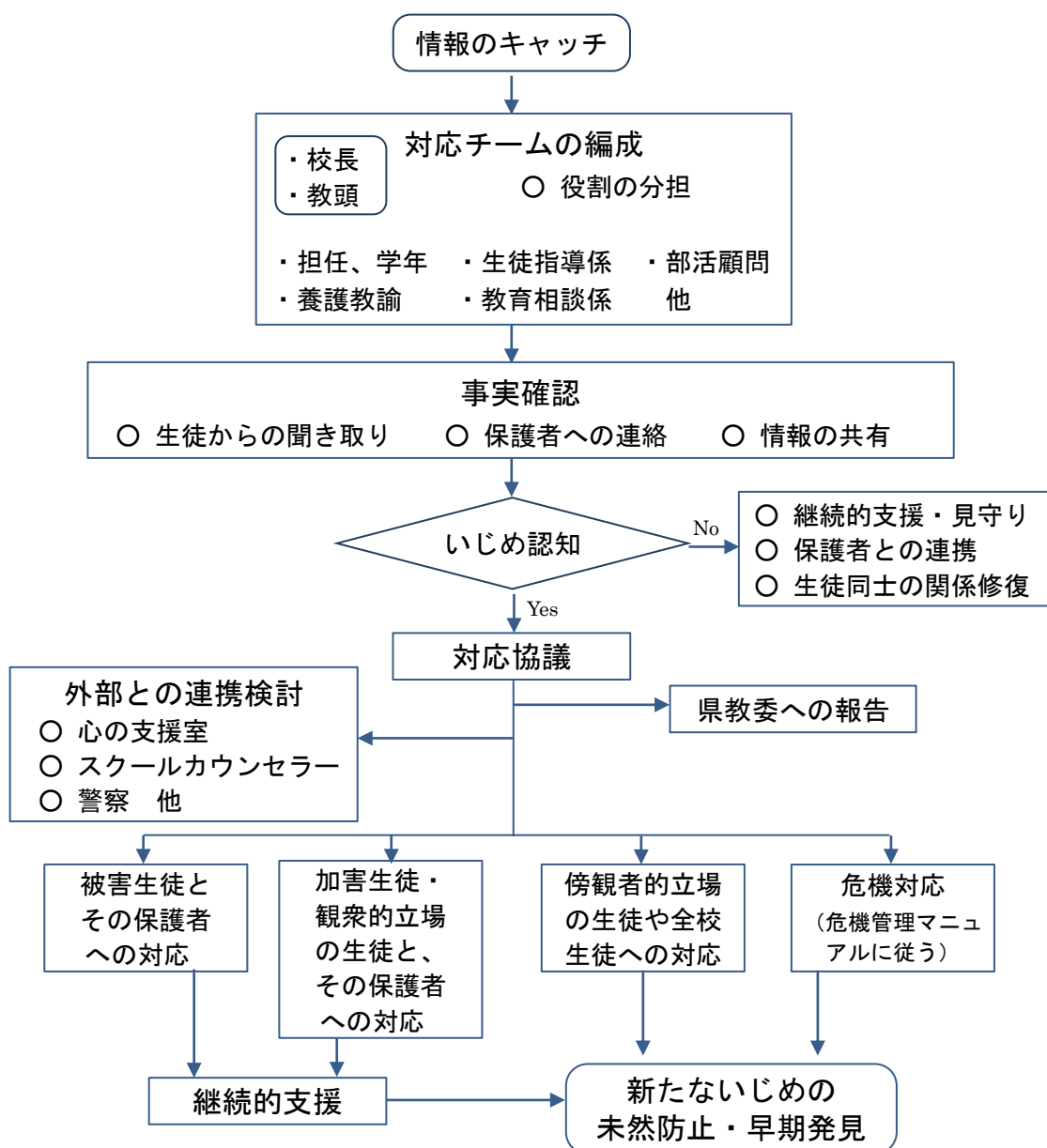
○ 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(3) いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させ、一定の指導をする。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

● いじめ対応フローチャート



いじめ対応の基本

○「一人で抱え込まず、チームで対応」

- ・情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
- ・迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対応する。
- ・事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- ・情報提供者の秘密を厳守する。

○「被害生徒を守り通す」

- ・被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。

○「いじめは絶対許さない」

- ・加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

2 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

○ 主な内容《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- ・電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- ・特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

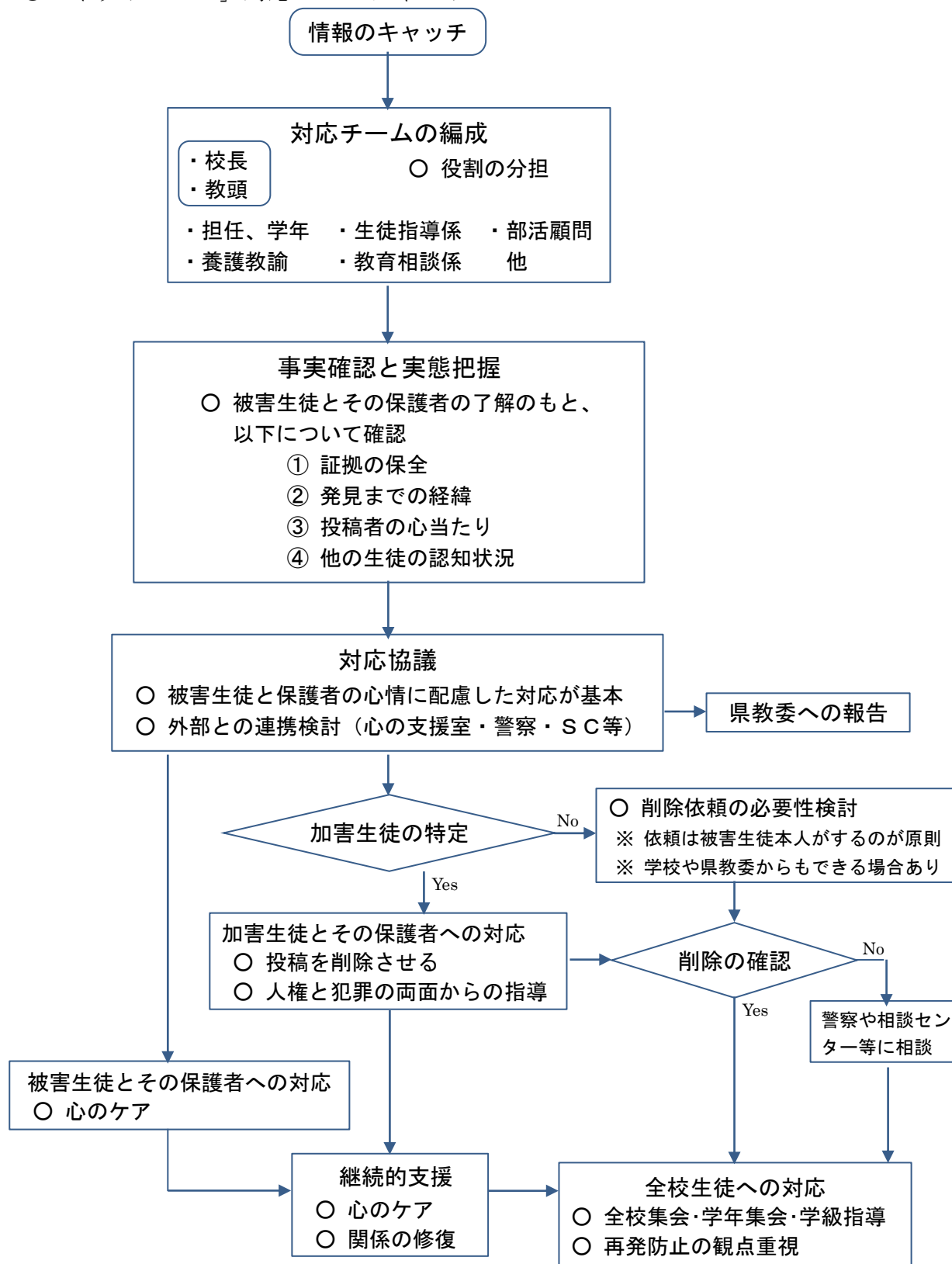
- ・誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- ・「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- ・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずし、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

○ ネットいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

● 「ネットいじめ」 対応フローチャート



- ・ 長野県警察本部 警務部警務課サイバーセキュリティ戦略推進室
生活安全部サイバー犯罪捜査課 026-233-0110
- ・ 違法・有害情報相談センター (info@ihaho.jp)
- ・ 地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110
長野地方法務局 026-232-8110
- ・ 心の支援課 026-235-7436

3 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケース。

② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

(2) 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「特別支援教育等対策委員会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「特別支援教育等対策委員会の組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聞き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聞き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

※この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ アンケート調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(7) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第三章 いじめ防止のための年間計画表

4 月	上旬	年度当初の特別支援情報の交換・共有 生活安全講話（1 学年）
	中旬	クラブ発足会(部活動勧誘)
	下旬	学年・学級 P T A 特別支援会議
5 月	上旬	人権週間
	中旬	学習（生活）実態調査
	下旬	
6 月	上旬	
	中旬	中高連絡会・研修会
	下旬	悩み・相談アンケート調査・特別支援会議
7 月	上旬	
	中旬	
	下旬	三者懇談
8 月		
9 月	上旬	特別支援教育研修会
	中旬	生徒会改選
	下旬	悩み・相談アンケート調査・特別支援会議・前期の反省
10 月	上旬	
	中旬	人権週間・人権教育講演会
	下旬	特別支援会議
11 月	上旬	2 年事前平和学習
	中旬	
	下旬	2 年修学旅行
12 月	上旬	
	中旬	悩み・相談アンケート調査・特別支援会議
	下旬	
1 月		特別支援会議
2 月		悩み・相談アンケート調査と 1 年間の反省・特別支援会議（総括）
3 月		中高連絡会＜入学予定者に関して情報交換＞

第四章 その他

この「学校いじめ基本方針」は、「特別支援教育等対策委員会」および「生徒指導係」において、適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

< 付 録 >

●いじめ発見のチェックポイント（学校用）

- ☐ 遅刻・欠席が増える。
- ☐ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。
- ☐ 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- ☐ 忘れ物が多くなる。
- ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ☐ 席を替えられている。
- ☐ 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- ☐ 保健室によく行くようになる。
- ☐ グループ分けて孤立しがちである。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ☐ テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- ☐ 教室や図書室に一人でいる。
- ☐ 今まで一緒だったグループからはずれている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に來たりする。
- ☐ 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- ☐ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
- ☐ その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- ☐ その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ☐ 他の子どもと一人離れて清掃している。
- ☐ 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる。
- ☐ 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- ☐ 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- ☐ 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- ☐ 宿題や集金などの提出が遅れる。

●いじめ発見のチェックポイント（家庭用）

- ☐ 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ☐ 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。
（殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため）
- ☐ 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- ☐ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ☐ 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- ☐ 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- ☐ いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- ☐ 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- ☐ 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- ☐ 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- ☐ 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ☐ 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- ☐ 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- ☐ 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- ☐ 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- ☐ 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ☐ 急激に成績が下がる。